

災害に強い安全なまちづくりのために

竹原市耐震改修促進計画



問い合わせ

都市整備課建築係 ☎22-7749

いっどこで発生するか予測できない大地震。阪神・淡路大震災では、大きな被害を受けた建物の多くが昭和56年以前に「旧建築（耐震）基準」で建てられた住宅・建築物でした。

平成7年に施行された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」では、一定の規模の建築物のうち、耐震規定に適合しないものの所有者は耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修工事を行うよう努めることが義務付けられています。そこで市では、「竹原市耐震改修促進計画」を策定し、住宅・建築物の耐震診断・改修の促進を図っています。

耐震化の目標

8年前に起こった芸予地震では、竹原市でも建物の一部が損壊するなどの多くの被害が出ました。また、東南海・南海地震や、県西部を震源とする地震などが起きた場合は、最大で震度6強の地振動が発生すると予測されています。市では、地震による被害を軽減するため、次のような目

標を立て、平成27年度までに耐震化を促進していきます。

特に耐震化を図る建築物の現在の耐震化率	
住宅（戸建、マンション・アパート等）	57%
民間の特定建築物※	67%
市営住宅	65%
市有の特定建築物※	42%

← 建築物の耐震化（耐震改修、建替えなど）

目標
80%
90%
90%
80%

※特定建築物とは、つぎの①～④を指します。

- ①多数の人が利用する建築物で一定規模以上のもの。（学校・幼稚園・体育館・病院など）
- ②3階以上で1,000㎡以上の賃貸共同住宅。

- ③一定以上の火薬類、石油類その他危険物を取り扱う建築物。
- ④広島県指定の緊急輸送道路や避難路を閉塞させるおそれがある建築物。

耐震化を促進するために

市の取組み

- 耐震診断等の相談体制の整備や情報提供の充実を図り、耐震診断等への支援制度の創設を検討します。
- 県及び建築関係団体との連携体制をつくって耐震診断等の情報提供、知識の普及・啓発などを行います。

民間の建物所有者等へのお願

- 特定建築物の所有者は耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行ってください。
- 戸建住宅等、特定建築物以外の所有者についても、耐震化の対策を自らの問題、地域の問題として考え、自発的に耐震診断・改修を行ってください。
- 地震対策として、ブロッカー等の倒壊防止、窓ガラス、

外壁タイル、屋外広告物等の落下防止対策を行ってください。

竹原市木造住宅耐震診断設計資格者

市に登録されている木造住宅の耐震診断設計者はつぎのとおりです。

氏名	事務所名	電話番号
岡田 文夫	岡田建築設計事務所	22-0857
清水 宏曹	清水建築構造事務所	22-7856
由居 宏文	よしい建築設計事務所	082-425-1408
増谷 昌則	一級建築士事務所 エム・エー・エス アーキテクト	22-6789

市では、木造住宅の耐震診断に係る費用の一部助成も行っています。

災害に強い安全なまちづくりのために、所有している建物を診断してみましょう。